

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 8 月 25 日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榊 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成29年度

随時監査(工事監査・前期)

指摘事項	当初措置状況 (30年度)	令和元年度の措置状況	担当課	
<p>1 計画について 計画に関し注意すべきもの</p>	<p>旧長野電鉄屋代線跡地を自転車・歩行者専用道路として整備する千曲川新道活性化プラン事業について意見を申し上げる。 計画総延長16.3kmのうち、松代及び若穂地区を合わせた平成28年度末時点における整備は延長1kmに留まっている。このような進捗状況で推移すると、完成には20年以上の事業期間が必要となる。 これは自転車・歩行者専用道路としては、道路幅員が広いこと、車道と同等な舗装構成であること、また、路肩等に雑草の繁茂を抑制するウッドチップの敷設や必要以上の照明の設置など、建設コストが道路整備1mにつき概ね15万円と高額な整備となっていることが、一因として挙げられる。 今後は、千曲川新道活性化プランの事業目的を明確にし、建設費の縮減など全体計画の見直しが必要と思われる。 さらに、この道路と周辺誘客施設を結び付けた観光振興策を検討するなど、地域活性化への起爆材となる魅力的で有効な施設となるよう、地元や民間事業者との連携の下で積極的なソフト対策への取り組みを図ることが望ましい。 (交通政策課)</p>	<p>千曲川新道活性化プランについては、旧長野電鉄屋代線跡地の活用を図るため、平成24年12月に策定した。 具体的には、線路跡地を自転車・歩行者専用道路として整備し、主要駅の跡地を専用道路の休憩施設とするほか、パークアンドライド用の駐車場などに整備するものである。 道路構造に関しては、維持管理用の車両が走行できることや、雑草対策としてウッドチップを敷設するなどの構造としたため、御指摘のとおり、1m当たりの単価が高く、整備区間が延びない要因となっている。 このため、地元住民自治協議会と協議し、舗装構成の見直し、ウッドチップの施工を行わず、そのままの法面とすることなどにより、工事単価の縮減、工事区間の延長を図ることで、地元の合意が得られ、1m当たりの工事単価は8万円程度に縮減できると積算している。 ただ、隣接地との関係で、必要な区間については、側溝を設置することとしているため、区間によっては若干の単価の増加も想定している。 同じ予算額でも、整備延長が延ばせるようにしていきたいと考えている。 さらに、千曲川新道周辺の史跡など、観光誘客施設と結び付けた観光振興策については、千曲川新道や周辺地域の活性化には必要不可欠な事項と考えており、地元や観光振興課などと協議していきたい。 (交通政策課)H29.12.28</p>	<p>千曲川新道活性化プランについては、舗装構成の見直し等を行い工事単価の縮減を図った。また、通学路等を優先して整備をすすめ既存道路を活かした整備を行うことや、橋梁や隧道は原則として利用せず迂回路を設定することなど、整備方針の見直しを行ったことで、整備延長は約4kmとなり、整備の進捗を図った。 今後も整備方針に基づき、地元との協議を進める中で、計画的に整備を進めることとする。併せて、整備後の利活用が進むよう、地元で観光事業に取り組んでいる団体等や観光振興課と連携して取り組みを図ることとする。 (交通政策課)</p>	<p>交通政策課</p>
<p>3 設計及び施工について 道路の修繕設計と施工に関し注意すべきもの</p>	<p>中条日下野地区の市道において崩落した法面と路肩の修繕工事の竣工から3か月後、路肩の沈下と法面の崩落が発生し、車両の通行に支障が生じた事例があった。設計では法面下部に丸太柵を設置し、法面上部には植生緑化を施して、コンクリート舗装版の下が抜け落ちた部分に土砂を埋め戻すという安易なものであった。 これでは、コンクリート舗装版が浮いた状態のまま、人力により道路側面からコンクリート舗装版の下を埋め戻す作業となり、十分な転圧が行えず、締め固めの効果が期待できないこととなる。 また、工事期間が積雪のある冬期であったため、融雪による法面周辺の地盤の緩みを招き、沈下や崩落を引き起こした要因にもなった。 「長野市建設工事共通仕様書」第1編「共通編」第2章「一般施工」第3節「共通的工種」「1-2-3-3 作業土工(床堀り・埋戻し)」の11項で、「受注者は構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締め固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。」とある。また、同14項では、「受注者は、埋戻しの施工に当たり、適切な含水比の状態で行わなければならない。」とされている。 現場を良く調査した上で、現状に適した法面の安定が確保できる設計とするとともに、冬期を避けた施工とすることにより、沈下や崩落の再発は防げたものである。</p>	<p>今後、工事発注に際し、現場条件や土質の状況を踏まえ、調査を実施し施工時期に配慮した設計をする。また、工事に際しては、設計書どおり施工がされているか、しっかり監督をする。 なお、本工事箇所は、平成29年度中に市単災工事で対応する予定です。 (西部土木事務所)H29.12.28</p>	<p>今後、工事発注に際し、現場条件や土質の状況を踏まえ、調査を実施し施工時期に配慮した設計をする。また、工事に際しては、設計書どおり施工がされているか、しっかり監督をする。 なお、本工事箇所は、平成29年度「市単災 城下三ヶ野線災害復旧工事」(竣工:平成30年7月31日)において、初夏期施工によるブロック積工並びに小型締め固め機械を使用したコンクリート舗装工(路盤工含む)で対応しました。特に、ブロック積工では、受注者に「機械床掘では地山を乱さぬように、人力堀りによる床付けを併用すること」を指示し、また床掘検測時に監督員が立合う段階確認検査を実施し、床付け面の転圧状況と加えて埋め戻し箇所を含めて湧き水・滞水のないことを確認しました。 西部土木事務所</p>	<p>維持課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成29年度

随時監査(工事監査・前期)

指摘事項	当初措置状況 (30年度)	令和元年度の措置状況	担当課	
<p>第6 工事契約に関して (1)小規模工事契約における業者選定について</p>	<p>契約金額70万円未満の工事(以下「小規模工事」という。)の施工業者選定について、意見を申し上げます。小規模工事は、各事業担当所属長を委員長とした「業者選定委員会」により施工業者を選定し、入札事務が不要となるため、緊急対応工事においては、有効な選定手法である。 しかし、「指名(見積)業者選定調書」(第31条様式)に施工業者決定過程の記載がなく、選定事業者の欄に○印のみを記入した事例が散見された。 小規模工事における業者選定の「公平性」や「透明性」を担保する上で、業者候補を選定した理由と決定経緯を調書に明示することが重要であり、「指名(見積)業者選定調書」には、事業者選定の明確な理由と選定委員による事業者決定の過程を適確に表記されたい。 なお、契約課においては、小規模工事の業者選定に関する具体的な要領、マニュアル等の整備を進められたい。</p>	<p>小規模工事の業者選定については、「指名(見積)業者選定調書」の様式、記載方法等を検討中であり、来年度庁内に周知してまいりたい。(契約課)H29.12.28</p>	<p>小規模工事の業者選定については、「指名(見積)業者選定調書」に、指名(見積)候補事業者の選出理由の項目を追加し、業者選定理由や決定経過を明示する様式とするとともに、選定に当たり留意した事項の欄を追加することで、小規模工事の選定に際して具体的に留意する事項を確認しながら業者選定できるよう改正し、平成30年3月に庁内周知を行い改善を図った。(契約課)</p>	<p>契約課</p>